書評

田中正義著『イングランド初期経済史の諸問題』

朝治啓三

アングロ・サクソン社会とその封建化に就いて、我国に於ける最初の体系的研究書『イングランド封建制の形成』を既に一九五九年に上梓され、その後もゲルマニストの立場から幾多の論稿を公にしてこられた田中正義氏は、このたび新著『イングランド初期経済史の諸問題』を世に問われた。このように学界をリードしてこられた先学の大著を、学なお浅い筆者が書評すること自体、不遜の謗を免れ得ぬかも知れないが、イングランド中世史を専攻する筆者にとって、著者が打ち立て磨きをかけてこられた学問体系から少しでも学ばせて頂きたいという個人的な、しかし切実な希求の心を抑えきれず、敢えて筆を執らせて頂いた。ただ折角の御高説を読み誤って、礼を欠く結果になりはせぬかと恐れるのであるが、御海容を請うほかはない。

言うまでもなく著者が旧著（以下『形成』と略記）に於いて既にアングロ・サクソン社会の構造とその封建化についてのシェーマを確立されている以上、本稿に於いては『形成』に於ける御説と新著のそれとの関連に就いて述べなければならないであろう。しかし御批判を恐れず敢えて言えば、『形成』の論旨と一九六九年に『岩波講座世界歴史』第七巻に発表された論文「アングロ・サクソン社会とその封建化」のそれ、さらにこのたびの新著のそれとは当該テーマに関する限り大きな変更は無く、むしろ次第に充実・具体化されつつあると言うべきかと思われるので、ここではそのような比較検討は省かせて頂く。ところで、『形成』に関しては三好洋子氏（『歴史学研究』二三八号）、青山吉信氏（『史学雑誌』六九―二）の委曲を尽した書評が既に公にされ、また佐藤伊久男氏によって、著者の「封建地代の最初の形態としての生産物地代」という概念に対する内在的な批判がなされている（『歴史学研究』二六八号）。また前記『世界歴史』所載の御論稿に対しても青山吉信氏（『イギリス封建社会の研究』山川出版社 一九七〇年）、城戸毅氏（『史学雑誌』八〇―五）による具体的史実を示しての書評があることも我々は知っている。このように論評すべき点に就いては諸先学によってさまざまな視点からの検討が加えられており、著者御自身も参加されての議論は主要な問題点をほぼ被い尽しているというのが現状であると思われる。（例えば血縁共同体、家父長制大家族、フォウクランド、保有奴隷、貢租等の論点）それでもなお書評を試みんとするのは、筆者にとっては、自らの非才に依るのかも知れぬが、未だ釈然としない論点が残っているように思われたからである。

内容を紹介しよう。

本書は序説のほか、第一部三篇、第二部四篇のあわせて七篇の論文と、五篇の書評を収めた附録、さらに参考文献、索引とから成っている。

序説　イングランド中世経済史の出発点について（新稿）

著者は望月清司氏によるマルクス『諸形態』の解釈（『マルクス歴史理論の研究』岩波書店一九七三年）を採用されて、アングロ・サクソン社会の場合は原始社会から奴隷制社会の段階を経ることなく直接に封建社会へ移行したと考えられる。同時に封建地代の端緒形態を生産物地代とし、それが原始社会から封建社会への移行途上の経過点としての部族国家に於ける貢租の転化したものであるとされる。この学説に類似したものとしてソヴェトのA・R・コルスンスキイや、我国の松木栄三氏の見解を紹介されたあと、著者はしかし両者に於いては「国家的支配」、「国家権力」等の概念が超歴史的なものとされているとしてこれらを退け、むしろ彼等の言う「前封建的国家」を歴史的概念として具体的に規定すれば前述の部族国家となり、その成立原理は部族制であるとされる。すなわち九世紀に至る迄の初期アングロ・サクソン社会では厳密な意味での国家も階級分化も現れず、古典古代の最盛期に於ける都市国家の社会と等しく、永代的に分割された土地を粗放式農法に依って利用する、自由な小土地所有としてのハイドを窮極の基礎とする社会であったと結ばれる。

第一篇　始メニ領主アリキ？（初出一九七四年）

初期アングロ・サクソン時代の農民は一般に、果して領主に隷属する状態にあったのか、それとも王と彼等との間にいかなる領主をも介在させざる自由民であったのかという問題に対し、特に土地占有状態の面から考察を加えられる。初期アングロ・サクソン社会に既に領主による農民支配があったとするいわゆるロマニストの解釈を退け、七世紀末のイネ王の法典第六章第三条を根拠に初期アングロ・サクソン社会のチェオルル *ceorl*、イェブウル *geburʼ*、ガヴォルイェルダ *gafolgelda* 等の農民はいずれも非従属＝独立的性格の自由民家族の家長であり得たとされる。慥かにイネ王法典にも領主や隷属する農民（*hlaford, hlafæta*）の例は見られるが、しかしそのような農民をロマニストが解するような「隷属的な祖先をもつ保有農」とみなしてはならず、自由な小土地所有たるハイド的土地所有の主体としての自立的農民であったとされる。つまり「始メニ領主アリ」とする説を否定し、九世紀にはかなりの地代を負担すると雖もこれらの農民はローマのコロヌスと同じく、法的には自由という意味での自由人であったと結論される。

第二篇　初期アングロウ－サクソン国家における王領――前封建国家の歴史的性格、その一――（初出一九六四年）

八世紀、王から教会や軍事的従者への土地授与を示す約四十通のチャーター（特許状）を史料に、これらの土地の性格（すなわち一時的に授与される土地としてのレーンランド、永久的に授与される土地としてのブクランド、さらにこれらの共通の源泉としての王領）について考究される。まず、マルク共同体説に基づき王領を「民族あるいは一般族民の共有地」と解したケンブルの学説を退け、著者はそれを明確に「王の土地」と解される。次いで王が自らに対しチャーターを発行し王の世襲財産としてのブクランドを設定したという例に基づき、ブクランド化される以前の王領を「その占有権者たる王自身と雖も恣ままにはその好む所の者に譲渡し遺贈する法的権能を有せざりしところの土地の謂である」（八六頁）と定義づけられる。従って王領とは本来は「ア

ングロウーサクソン古来の‘traditional’な‘ordinary’な‘common law’（不文律の部族的慣習法 Volksrecht）――土地を家族所有地（family estate）として飽くまで家族の内部に留め置かんとする――に基づく権利（*folcriht*――folkright）に依って個人に占有される所の土地としての *folcland* のいま王の占有に係はる夫れであった」（八七頁）ということになる。

第三篇　初期アングロウーサクソン国家における自由民――前封建国家の歴史的性格、その二――（初出一九六五年）

本篇ではフォウクランド上に住む農民の負担を確定することにより、彼等の自由の性格とブッキング booking によって生ずる彼等の身分上の変化を明らかにしようとされる。フォウクランド上に生活する自由民チェオルルは彼等の国王―国家を扶養するため公的貢租を負担する義務を負っていたとされ、その貢租は本来は王の巡狩の途上立ち寄る家に於ける饗応を起源とする現物、食物であったとされる。すなわち自由民チェオルルは領主の介在によってではなく、彼等の守護者としての王へ、一ハイドの土地を占有する者の資格において果たさねばならぬ貢租を払ったことになる。而して彼等自由民に貢租を負担せしめた力は領主の経済外強制ではなく、古来不文律の慣習法の形において存したるところの共同体全体の意思であり、換言すればC・S・オーウィン等の研究によって明らかにされたような耕作技術上の共同作業の必要から生ずるところの村落共同体（ヴェーバーのいわゆる近隣共同体）の共同体規制であって、彼等は自生的に是に従った。しかし、かといって彼等が土地を共有していた訳ではなく、彼らの父家長制大家族の生計を支えるに足る経済的能力のある土地（ハイド）を分割地として占有――事実上所有――して、生産者自身の労働力に立脚して個別に経営していた。著者はこのハイド的土地所有が彼等の自由の物的基礎となったとみなされる。

第四篇　イングランド封建制の形成と「ノルマン征服」（初出一九六二年）

本書の中心をなす章であり、連続説を更めて強調される。一九世紀末以来、正統学説となった断絶説の主唱者ラウンドの流れを汲むF・M・ステントンやダグラスにも、連続性を評価している側面のあることを指摘される。ラウンドを始めとする断絶説の特徴は、封建制を軍役奉仕に依る土地保有制度であるとみなすことと、その軍役土地保有者の現実的生活基盤としての騎士采地に関して、具体的な社会経済構造への配慮を全く欠いていること、要するに一般に封建的土地所有における「上部構造」と「下部構造」との内的関連に対する統一的把握の欠如である。ノルマン征服はイングランドの農村社会構造を封建的なものに変えはしなかったとした前記ステントンやダグラスさえ、社会の上層――支配的諸身分に関する限りは征服は革命を意味したとの立場を堅持している。そこで著者は、征服後のノルマン人国王による騎士役賦課がイングランドに封建制を齎したとする断絶説の主要な根拠に対抗するべく、そのような騎士に類似する性格を持つ「家中騎士」household knight が征服前後を通じて存在していることを実証される。

まず後期アングロ・サクソン社会における household retainer としてのクニフト *cniht* を「本質的に何らかの有力者の家ノ子郎党たる者であり、平時は、常にその主君の家中に在ってその身辺

近く侍り、主君がその領内の巡狩に出づる時は之に供奉して主君を警固せねばならず、その奉仕はいはゆる身を以てする奉仕であった」（一五四頁）ものとされる。本来彼等は「主君の帑庫に於ける財物並びに金銭の貯への一部を（概して現物形態にて）主君の自由裁量に基き支給」（一六〇頁）されていたが、十、一一世紀には土地、その地に関する不輸不入権、裁判権をも loan され、事実上の封建的土地保有者となった。而して征服後も「アングロ・サクソン年代記」等には、修道院長が扶養する家中騎士の例が見出し得るとして、上部構造に於ける体制的連続性を主張される。次にノーフォク州の St. Benet 修道院領に寄進された Little-Melton なる土地の征服前後の保有関係を調査され、そこに封建的土地保有に近似した土地保有が連続して見られることから、tenurial continuity を主張される。

第五篇　*Firmarii* 考（初出一九六〇年）

元来、一定期間内領主の一家を扶養するに必要な広義の農産物を意味していたファーム firma は封建地代の最初の形態としての生産物地代となり、一一世紀後半には貨幣納化された。王領に関しては初期アングロ・サクソン社会の貢租が、王領のブクランド化によって生産物地代となり、征服後金納されたものとみなし得ると解される。領主から荘園を請負わされた *Firmarii* は、荘園経営の責任を負うとともに、荘園からの収入と領主への支払いとの差額を自己の利益とするものであった。「ドゥウムズデイ－ブク」にみられる王領の多くはファーム・アウトされているが、請負人の中にはシェリフや助祭に混って封建的保有農民が居る。ダラム司教領に就いての一二世紀末の調査書である Bolden Book に於いてはこのことは一層顕著である。このような農民的 *Firmarii* は概して標準規模保有農民と極めて親近な関係にあるが、賦役の負担は軽く、主として貨幣地代を納める。著者は彼等を、もと農奴 villanus であったものが領主直営地をリースされ賦役を免じられて生じたもので、villain と free holder との中間的存在であると推測され、しかも彼等の負担する金納地代は封建制解体時のそれであると結論される。

第六篇　領主的支配と農民共同体（初出一九七六年）

前篇と同様、農民的 *firmarii* を扱い、彼等の自律性を評価されようとする。「ブク」のサリ州の例から、特定の王領が「シェリフにファーム・アウトせられてをらず、従ってファーマたるシェリフからなんら経済的に搾取せられてをらず、却って当荘園の代表的な農民たるヴィレンが全体として領主たる王より彼等の属する荘園をファームしてゐたであらう」（二三四頁）と解される。このような農民的 *firmarii* は村のヴィレンの全体ではなく一部のヴィレンのみが請負っている例もあるが、彼等は征服以前より引続きその土地の土着民として、「領主的権威を承認しつつもなほ未だ全き隷属民と言はんよりは、多分に古サクソンの自由なる小土地所有（＝ハイド的土地所有）農民の伝統を継承＝保持しつつあった者」（二四七頁）とされる。すなわち村落共同体の古来の慣習はマナ領主権より古く、この慣習に沿ってヴィレンたちのファームは、領主権の直接の介入なしに慣習的に固定せるファームを払っていたとして、これこそ共同体自治であると評価される。

第七篇　*Firma Comitatus* 攷（新稿）

本章では征服以後一二世紀末に至る、王領収入に関して、「州

のファーム」を通して考察される。一二世紀末の『財政府問答』では、征服後も本来食物納入がファームの形式であったが便宜上金納化されたと説明されているが、実際には征服前から金納化されたファームは存在した。而して「一つの州における総ての〔王領の〕土地(荘園)から上がる〔地代収入の〕総額(*summa summarum*)」(二八八頁)としての貨幣形態のファームが汎く一般に確立したのは、ヘンリ一世以前のノルマン朝初期であろうと推測される。またエドワァド懺悔王時に既にシェリフに依る王領ファームの例があることから、この面についても連続性を主張し得るとされる。さらに「ブク」には王から直接ファーム・アウトされた中世都市民の共同体の例がみられ、これは半世紀余り後に現れる *firma burgi* に連なるものであろうとの展望を示されて本篇を閉じられる。

附録として収められた五篇の書評に於いても、著者は公正厳格な批評家としての範を示されるが、しかも同時にそれぞれの書の秀れた点をも的確に指摘される。また書評なる形を通して、御自身の構想を対照という手段によって、より明確にされようとした意図も窺われる。ここではそういった著者の御考えを示すと思われる部分についてのみ紹介しよう。

まず第一点はフォクランドの評価に関してである。矢口孝次郎著『イギリス封建社会経済史』に対して、「著者はフォークランドを民族の財産と認められるのであらうか、それとも認められないのであらうか。」(三二二頁)と問われ、また青山吉信著『アングロ＝サクソン社会の研究』に関しては、さらに立ち入って史料解釈を問題とされる。すなわち青山説によると「フォウクランドの所有の主体が人民或いは国家より今や国家といふ名の、領主としての王に替ってゐる」(三四四頁)が、著者はマルク共同体説を始めとする、共同体に依るフォウクランド所有の学説には賛成できないとされる。同じ批判は、P・ヴィノグラードフ著、富沢霊岸・鈴木利章訳『イギリス荘園の成立』にも向けられている。すなわちフォウクランドを両訳者のように「民有地」と訳すと、「人民の所有に係はる土地」(三四九頁)と受け取られる虞があるがヴィノグラードフはこれを individual なものと考えていたのであるから、訳として不適であると指摘される。

第二の論点は封建地代の端緒形態を賦役ではなく、生産物地代とされる点である。ソビエト科学アカデミー版『世界史中世I』の書評に於いて、著者はソビエトのコルガーノフが貢物を封建的搾取の端緒的形態となすとした点を、著者の旧著『形成』の論旨に適合的として評価しておられる(三五五—六頁)。かねてからの主張であった生産物地代論を、本書の「序説」と末尾とに配されたことは、この説に対する著者の自負が感じられる。

このように第一部では、七—九世紀の初期アングロ・サクソン社会の性格規定(階級社会への移行の契機を含みながらも、基本的には家父長制大家族を基本単位とする解体期氏族制社会)が行われ、第二部では、ノルマン征服以後の社会に於ける、征服前の社会との連続性の諸要素の発見が行われている。ということはまたしても、十、一一世紀の後期アングロ・サクソン社会の性格規定を行うための実証研究は見送られた。(佐藤伊久男「後期サクソン＝イングランド研究の課題」『西洋史研究』新輯三、一九七四年　参照)

前述したように、以下専ら筆者の関心に沿って著者の論旨を検討してみたい。

著者は征服による断絶を否定し、連続説を擁護する立場から農民的ファーマ *farmarii* に注目しておられるので、この点を検討してみよう。一一世紀末の「ドゥウムズディーブク」や一二世紀末ダラム司教領の「ボウルダン－ブク」に於いて王領や司教領がファーム・アウトされている場合、ファーマすなわち請負人の中にはシェリフや助祭等の他にヴィレン *villanus* を始めとする農民が多数存在し、彼等は村内でファーマ共同体を形成して、他の領主を介在させずに、直接に領主としての国王や司教に固定地代を払うと著者は解しておられる。

しかし幾つかの疑問が湧く。まず著者はこれら農民的ファーマは封建的義務を負う農奴であるが、彼等にはアングロ・サクソン時代の自由人のなごりが色濃く残っているとされる（二四七頁）。例えば王領に於いては、初期アングロ・サクソン社会の自由人の国王扶養義務から発生した食物貢租が、後期アングロ・サクソン時代に生産物地代となり、それが征服後金納化され、しかもそれが封建社会解体の徴とみなし得ると言われる（一九〇、一九六―七、二二〇頁）のは全く理解に苦しむ。著者が規定された階級発生以前の社会に於ける自由民の貢納と、階級社会に於ける搾取の結果としての封建地代とを、同一レヴェルで論じることになりはしないだろうか。しかも著者によって描かれた農民的ファーマの実態は、自由民のなごりを示しているようには思われない。一般にファーマは、著者の言に依れば、領主としての王や司教から彼等の荘園の経営を一定の義務（多くは貨幣納付）でもって請負い、そのかわりに「彼がいま領主の恣意に依り不断に変更されることなき慣習的に固定せるファームを定期に支払ふ義務を履行する限りに於て、当該荘園の隷属農民との関係に於ては彼に宛かも領主の如き地位――言はば *status quasi dominus*」が保証され、「以て彼等農民の剰余労働の一般的通例的形態を表はす所の本来的封建地代を直接収取する権利を確保」される（一九八頁）。とするならば著者の言われるファーマは、まさしく「農民と彼等の領主との間に介在する」搾取者（一九八頁）となるはずである。ところが、「ボウルダン・ブク」の例の中で、村全体がファームされていて、かつそこにはファーマ以外の農民がいない場合（二二〇頁）、彼等は一体誰を搾取し得るのだろうか。それとも彼等は自分で自分を搾取していたと言うことになるのだろうか。彼等がそうせざるを得なかったのは、領主としての司教に隷属していたからであり、そこに領主・農民という封建的搾取関係が成立していたからではないのだろうか。それを *self-governing community*（二一四頁）として宛かも被搾取階級から逃れているかのように想定してよいのだろうか。

また「ドゥウムズディーブク」のリムストウン荘園（デボン州）の場合、ヴィレン十人、ボーダァ六人、奴隷二人が「全体としてこの荘園をファームしつつあった」（二五六―七頁）とされるが、一体誰を搾取していたのであろうか。

さらに「ドゥウムズディーブク」のケント州の例で、ヴィレン三人が共同体をつくり、一人の領主から二つのマナで構成される一つのヴィルをファームしていた（二六八―七一頁）という著者の解釈を採用すると、この三人のヴィレンは同じヴィル共同体の

他の十人のヴィレンと十人のボーダァを搾取せざるを得なくなる。ヴィレンがヴィレンを搾取するのは、いかなる経済外強制を以てするのだろうか、それとも搾取する側のヴィレンは、最早「領主」化しているのか。それなら階級対立関係に在る者を同じく「ヴィレン」と呼ぶのは何故だろうか。

ところで著者がファーマの自治を評価される根拠としてファーマ共同体がある。マナの慣習を規定するのは、領主権力よりも古い・村落共同体の慣習であるとされ、領主直営地や荘園庁を欠くマナがヴィレンによってファームされている場合には、著者はこれを「領主権の何らの直接の介入なしに」「自己規制で」「固定ファームを取立てる連帯的義務を果たしつつあった」例として、彼等ヴィレンの「共同体的自治」を高く評価される(二七三頁)。しかし農民的ファーマ共同体の自治が、もし著者の評価されるようなものであるならば、それはむしろ領主にとっては荘園庁を置く必要もないほど搾取が容易なのであるから、好都合なのではないだろうか。とすればどれほど高い自治能力を持っても、結局はファームなり賦役なり何らかの形で領主に地代を払わねばならなかったという封建的搾取体制の成立こそ重要なのではなかろうか。

著者は村落共同体の慣習法は領主権に依ってモディファイされながらも、再構成されたに過ぎぬとして、共同体規制を領主権力より根底的なものと評価しておられる。これは我国では従来よくみられた図式であるが、領主が最大生産力をあげるために勧農権を掌握するなどの関連は在るとしても、耕作技術上の制約、耕地強制等から生じる規制と、階級支配権力としての領主権とは、本来的に次元の異なるものではないだろうか。

以上、著者の真意を汲み取ることなく、失礼な疑問ばかりを呈してきたのではないかと恐れる。巻末に収録されたBibliographyは旧著『形成』のそれとは比較にならぬほど厖大なものであるが、これらは著者の私蔵されているものであるとのこと、筆者は自らの学の浅さを思い知らされている。今後とも著者に御教えを乞いつつ研鑽を積みたいとの願いを込めて筆を擱く。

(A5判　三五六頁　索引等七二頁　一九七八年七月　山川出版社　四、八〇〇円)

(京都大学研修員　　)